

けんぽだより



2018
秋号
No. 5



- P 2 平成29年度 決算をお知らせします
- P 4 平成30年度 医療保険制度改正
- P 6 インフルエンザ予防接種費用補助、
禁煙サポート
- P 8 データヘルス計画
- P 9 「年間医療費のお知らせ」を発行します
- P10 退職や扶養家族でなくなったときは
健康保険証をお返してください
- P11 交通事故などで受診したときは
健康保険組合に連絡を
- P12 公告
ご活用ください
愛知県医療健康保険組合ホームページ



平成29年度

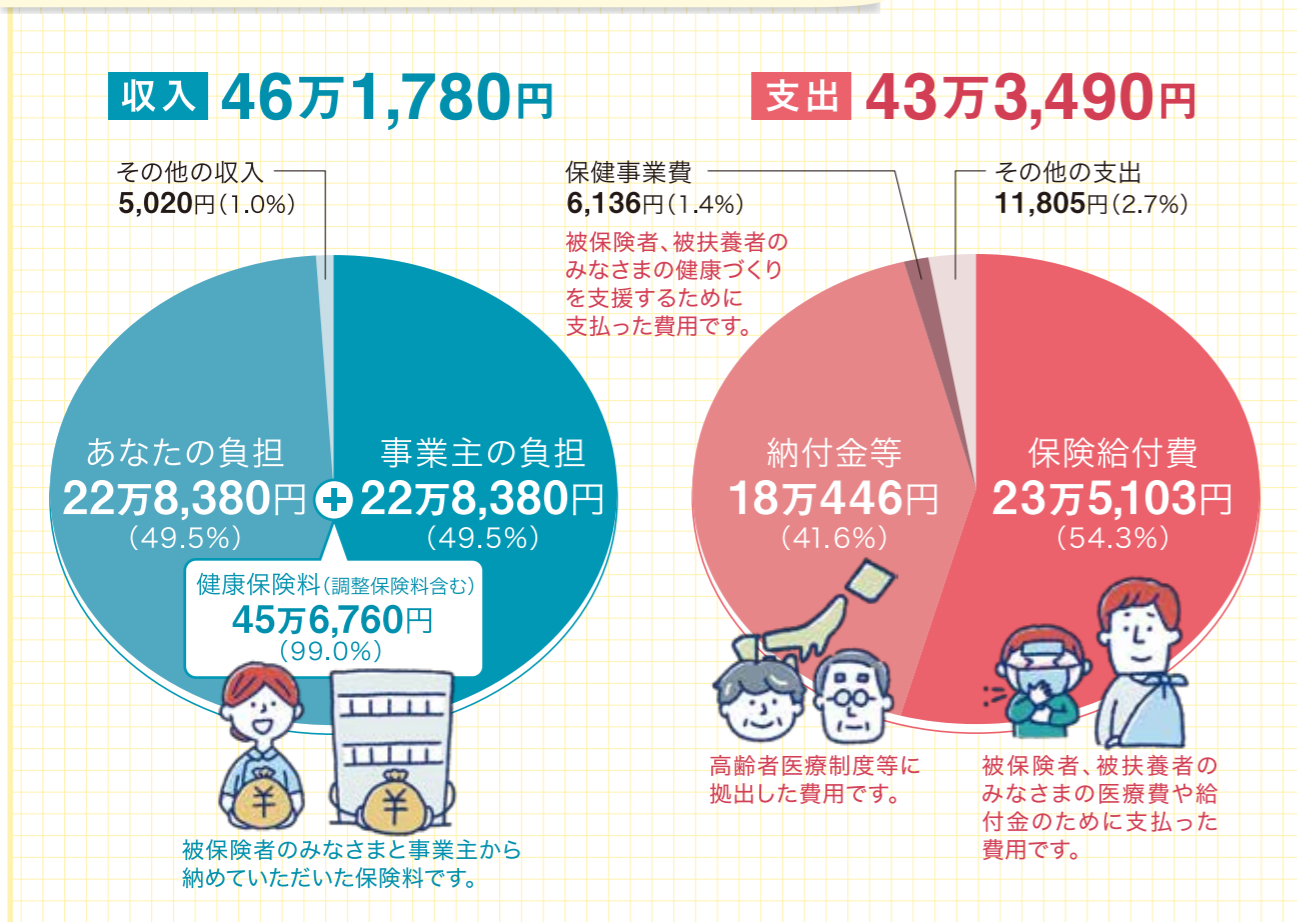
決算をお知らせします

平成30年7月24日開催の第9回組合会において、
当健康保険組合の平成29年度決算等以下の議案が承認されましたのでお知らせします。

第1号議案	予算科目流用及び予備費充当	予算科目の不足分を他の科目から流用して対応
第2号議案	平成29年度決算及び事業報告	表1、表2のとおり
第3号議案	平成29年度収入支出決算残金処分	表1、表2のとおり 平成29年度分残金は準備金※として処分する
第4号議案	規程の制定	出産育児一時金等内払金支払規程
第5号議案	理事長専決事項	規約の変更(事業所の編入)、監査規程の一部変更

※事業年度の剰余金は健康保険施行令第46条により法定準備金として積み立てなければならないとされています。

決算(健康保険)を被保険者1人あたりでみると…



※介護保険分は含まず

健康保険 表1

科目・種目	決算額(千円)
① 収入	
健康保険収入	7,369,883
調整保険料収入	101,153
国庫補助金収入	276
財政調整事業交付金	77,601
雑収入等	1,195
合計	7,550,108
② 支出	
事務所費	86,901
組合会費	39
保険給付費	3,843,940
納付金	2,950,286
(★前期高齢者納付金)	(1,250,254)
(★後期高齢者支援金)	(1,620,583)
(病床転換支援金)	(8)
(退職者給付拠出金)	(79,441)
保健事業費	100,323
還付金	193
営繕費	549
財政調整事業拠出金	101,047
連合会費	3,792
雑支出等	495
合計	7,087,565
①収入 - ②支出	462,543*

*財政調整事業繰越金103千円含む

法定準備金へ



決算の基礎となった数値

被保険者数	16,350人
男	4,246人
女	12,104人
平均標準報酬月額	339,466円*
男	459,304円*
女	295,946円*
総標準賞与額(年間)	13,011,198千円*
	※保険料免除者を除く
平均年齢	39.69歳
男	39.82歳
女	39.64歳
被扶養者数	7,682人
(扶養率)	(0.45)
健康保険料率	96/1000
事業主	48/1000
被保険者	48/1000

★前期高齢者納付金

65~74歳の高齢者の医療費を支援するための支出



★後期高齢者支援金

75歳以上の高齢者の医療費を支援するための支出



介護保険 表2

科目・種目	決算額(千円)
① 収入	
保険料	557,511
繰入金、雑収入	30,002
国庫補助金	5,994
合計	593,507
② 支出	
介護納付金	550,468
還付金	28
合計	550,496
①収入 - ②支出	43,011

法定準備金へ

決算の基礎となった数値

第2号被保険者数	8,144人
平均標準報酬月額	384,081円*
総標準賞与額(年間)	6,403,257千円*
	※保険料免除者を除く
介護保険料率	14.150/1000
事業主	7.075/1000
被保険者	7.075/1000

インフルエンザ予防接種の費用を補助します

インフルエンザ対策には、うがい・手洗いなどの日常生活での行動に加え、予防接種が高い効果を発揮します。効果は約5ヵ月間持続し、たとえかかったとしても症状が軽くなります。当健康保険組合では接種費用を補助しますので、ぜひご利用ください。

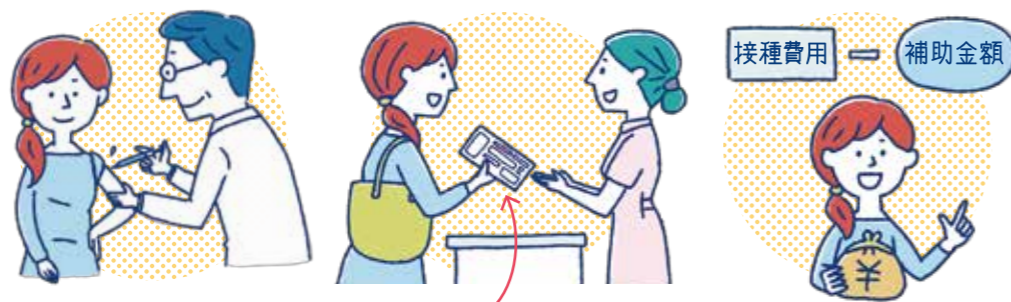


対象者 被扶養者

- ◆ 0～12歳*…3,000円(年度内1回限り)
 - ◆ 13～64歳*…1,500円(年度内1回限り) ▲65歳以上の方は自治体からの助成をご利用ください。
- *平成31年3月31日現在の年齢です。

補助の受け方

「接種補助券」が利用できる医療機関で予防接種を受け、「接種補助券」を提出し、接種費用から1,500円(12歳以下3,000円)を差し引いた金額を支払う



◀接種補助券
10月上旬より、事業所経由で被保険者の方を通じて配付いたします。

「接種補助券」が利用できる医療機関は

健康保険組合連合会 愛知連合会(けんぼれんあいち) または

特定非営利活動法人 健康情報処理センターあいち(NPOあいち) のWEBサイトでお調べください。

WEB 健康保険組合連合会 愛知連合会

けんぼれんあいち 検索 http://kenporen-aichi.jp/influenza_list →



WEB 特定非営利活動法人 健康情報処理センターあいち

NPOあいち 検索 <http://npo-aichimed.or.jp/influenza/index.php> →



補助の対象となる接種期間 平成30年10月1日～平成31年1月31日

Q1 愛知県外でも「接種補助券」は使えますか？使えない場合は補助が受けられないのですか？

A1 愛知県内の共同事業のため、県外では使用はできません。県外の医療機関で接種した場合や、県内であっても「接種補助券」を利用できない医療機関で接種した場合は、「インフルエンザ予防接種費用 補助金支給申請書*」「領収書(原本)」「使用しなかった接種補助券」を当健康保険組合まで郵送ください。後日、補助金をお支払いします。

*申請書は当健康保険組合のホームページよりダウンロードしてください。

Q2 65歳以上は接種補助券の発行がありませんが、補助をしてもらえないのですか？

A2 65歳以上の方には、ほとんどの自治体で公費による助成があります(自己負担1,000円程度)。当健康保険組合では、他の制度と重複して補助金をお支払いすることができないため、補助をご利用いただけません。ただし、何らかの理由で公費助成が受けられない方は、A1の方法により補助金申請が可能です。



Q3 近所の病院は、1回の接種に2,500円かかります。小学生までの子どもは「接種補助券」で3,000円分が割引になるそうですが、差額の500円は現金でもらえるのですか？

A3 『接種費用-「接種補助券」』がマイナスになっても、窓口での支払いが0円になるだけで、差額分の現金をもらえるわけではありません。ご了承ください。



Q4 10月1日以降に、新しく扶養家族が増えました。「接種補助券」はもらえますか？

A4 新たに当健康保険組合の被扶養者となった方の接種補助券は、平成30年12月上旬までは月に1～2回、新規対象者分を発券してお送りします。それ以降に被扶養者となった方には発行されませんので、A1の方法で申請してください。

禁煙に取り組む方をサポートします

当健康保険組合では、みなさんの禁煙を後押しするため、禁煙外来の受診・禁煙補助剤の購入に対し奨励金を給付しています*。禁煙を頑張っている方、これから頑張ろうと決意している方は、ぜひこの制度をご利用ください。

*どちらか一方を、2年度内につき1回限りです。

禁煙外来 奨励金 2万円

対象者条件

- 20歳以上
- 禁煙外来の受診要件*を満たして、医師の指示のもとに禁煙プログラムを完了した方

*自己判断で治療を中断した場合は、条件を満たさないものとして給付の対象にはなりません。

申請に必要な書類

- 健康診断部門 補助金支給申請書
- 禁煙外来領収書

*奨励金のお支払いは、診療報酬明細書を確認するため、治療完了後から3ヵ月ほどかかります。

禁煙補助剤 奨励金 1万円

対象者条件

- 20歳以上
- 禁煙外来の受診要件*を満たしておらず、薬局で禁煙補助剤を購入し、禁煙に取り組んだ方

申請に必要な書類

- 健康診断部門 補助金支給申請書
- 禁煙補助剤を購入したことがわかる領収書

★禁煙外来の受診要件

健康保険を使って禁煙外来を受けるには、右記の条件をすべて満たす必要があります。

- ① ニコチン依存症の判定テストが5点以上
- ② 35歳以上は[1日の平均喫煙本数×これまでの喫煙年数]が200以上
- ③ ただちに禁煙を始めたいと思っている
- ④ 禁煙治療を受けることを文書で同意している

医療保険制度が改正されました



平成30年 **4月**から

(赤字が平成30年4月からの変更)

▶ 入院時の食費負担額が引き上げられました

入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、食材費相当額に加えて調理費相当額を負担することになり、平成30年4月から1食あたり460円になりました。



	平成30年3月31日まで	引き上げ	平成30年4月1日から
一般	360円* (食材費+調理費)		460円* (食材費+調理費100円増)
低所得II 住民税非課税	210円		210円
過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	160円		160円
低所得I 住民税非課税で所得が一定以下(70歳以上)	100円		100円

*指定難病、小児慢性特定疾病患者は260円。

▶ 65歳以上の入院時居住費負担額が引き上げられました

医療療養病床に入院している65歳以上の患者のうち、医療の必要性の高い人の居住費(光熱水費相当)が平成30年4月から370円に引き上げられました。

	平成30年3月31日まで	引き上げ	平成30年4月1日から
医療の必要性の低い人(医療区分I)	370円		370円
医療の必要性の高い人(医療区分II、III)	200円*		370円*

*指定難病患者は居住費の負担はありません。

〈4月からの入院時の食事療養・生活療養標準負担額一覧〉

		医療療養病床		一般病床
		医療区分I	医療区分II、III	
65歳未満	一般	食費 460円/食		食費 460円/食
	低所得	食費 210円/食 ^{※1}		
65歳以上	一般	食費 460円/食 居住費 370円/日	食費 460円/食 ^{※2} 居住費 370円/日	食費 460円/食
	低所得II 住民税非課税	食費 210円/食 居住費 370円/日	食費 210円/食 ^{※1} 居住費 370円/日	食費 210円/食 ^{※1}
	低所得I 住民税非課税で所得が一定以下(70歳以上)	食費 130円/食 ^{※3} 居住費 370円/日 ^{※3}	食費 100円/食 居住費 370円/日 ^{※3}	食費 100円/食

指定難病患者は、食費負担(一般は260円/食)のみで、居住費の負担はありません。

*1 入院日数が90日を超えると1食160円。

*2 管理栄養士または栄養士による適時・適温の食事の提供等が基準を満たさない場合は1食420円。

*3 老齢福祉年金を受給している場合等は1食100円、居住費の負担はありません。

▶ 70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が引き上げられました

1ヵ月あたりの医療費の自己負担限度額は、70歳以上の人は70歳未満の人より低く設定されていますが、負担能力に応じた負担を求める観点に基づき、平成30年8月から次のとおり引き上げられました。

現役並み	平成30年7月診療分まで	70歳以上 ^{※1} の自己負担限度額/月額		引き上げ・細分化	平成30年8月診療分	70歳以上 ^{※1} の自己負担限度額/月額	
		外来(個人ごと)	(世帯ごと)			外来(個人ごと)	(世帯ごと)
現役並み	標準報酬月額28万円以上	57,600円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% (44,400円)	引き上げ	III 標準報酬月額83万円以上	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1% (140,100円)	
	標準報酬月額26万円以下	14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 (44,400円)		II ^{※2} 標準報酬月額53万~79万円	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1% (93,000円)	
低所得	II 住民税非課税	8,000円	24,600円	引き上げ	I ^{※2} 標準報酬月額28万~50万円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% (44,400円)	
	I 住民税非課税(所得が一定以下)	8,000円	15,000円		標準報酬月額26万円以下	18,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 (44,400円)
低所得	II 住民税非課税	8,000円	24,600円	引き上げ	II 住民税非課税	24,600円	
	I 住民税非課税(所得が一定以下)	8,000円	15,000円		I 住民税非課税(所得が一定以下)	15,000円	

〈 〉は直近12ヵ月間に同じ世帯で3ヵ月以上高額療養費に該当した場合の4ヵ月目以降の金額です。

*1 対象世帯に70~74歳と70歳未満が混在する場合、まず70~74歳の自己負担額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担額を合わせた額に限度額を適用します。

*2 現役並み区分I、IIの人は、窓口支払い時に「限度額適用認定証」を提示すると、区分に応じた自己負担限度額までの支払いで済みます。



70歳以上の方 外来にかかる費用が年間14万4,000円を超えたら…

70歳以上の被保険者・被扶養者で、7月31日時点の所得区分が「一般」または「低所得」に該当する方は、計算期間(前年8月1日~7月31日)のうち、「一般」または「低所得」であった月の、1年間の外来療養の自己負担額の合計が年間上限額14万4,000円を超える場合、その超えた金額が給付金として支払われますので当健康保険組合に申請ください。*平成29年8月1日以降の診療分が対象です。

手続き方法など、詳しくは当健康保険組合のホームページをご覧ください。

▶ 70歳以上現役並み所得者の高額介護合算療養費の限度額が引き上げられました

高額介護合算療養費は、同じ世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の自己負担を合算した額が限度額を超えたときに支給されます。70歳以上の現役並み所得者について、70歳未満と同様に所得に応じた限度額に引き上げられました。

現役並み	平成30年7月分まで	70歳以上 ^{※1} の自己負担限度額/年額(8月~翌年7月)		引き上げ・細分化	平成30年8月分	70歳以上 ^{※1} の自己負担限度額/年額(8月~翌年7月)	
		標準報酬月額28万円以上	67万円			III 標準報酬月額83万円以上	212万円
一般	標準報酬月額26万円以下	56万円		引き上げ	II 標準報酬月額53万~79万円	141万円	
	II 住民税非課税	31万円			I 標準報酬月額28万~50万円	67万円	
低所得	I 住民税非課税(所得が一定以下)	19万円 ^{※2}		引き上げ	標準報酬月額26万円以下	56万円	
					II 住民税非課税	31万円	
					I 住民税非課税(所得が一定以下)	19万円 ^{※2}	

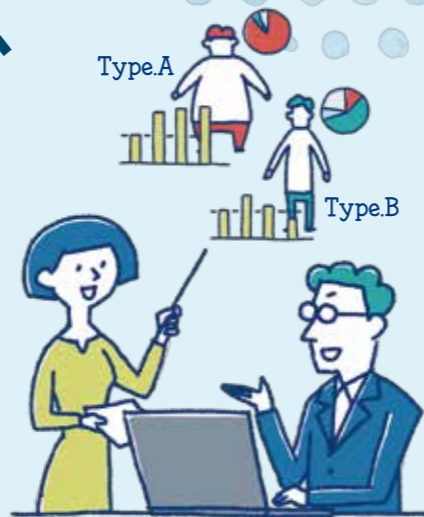
*1 対象世帯に70~74歳と70歳未満が混在する場合、まず70~74歳の自己負担額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担額を合わせた額に限度額を適用します。

*2 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合、医療保険分は19万円、介護保険分は31万円の限度額を適用します。

Data-Health Plan

「データヘルス計画」で、 みなさん1人ひとりに適した 健康づくり事業を行っていきます

「データヘルス計画」とは、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」の中の「国民の健康寿命の延伸」を目指す新たな取り組みのひとつ。医療情報のデータ分析により、効果的に健康づくりを進めていく動きです。すべての健康保険組合が、その計画作成と実施を求められており、当健康保険組合もデータに基づく事業運営を行っています。



「データヘルス計画」のカナメ!

40歳以上の方は「特定健診」「特定保健指導」を受けましょう

「特定健診」のデータ分析は、「データヘルス計画」の要です!

40歳以上の方は、被保険者・被扶養者ともに毎年必ず健診を受けましょう。

また、その結果により、生活習慣改善の必要があると判定された方には

「特定保健指導」をご案内しています。 **無料で受けられます!**

「特定健康診査受診券」をお送りしています

運命の分かれ道!?

「特定保健指導」 受けた人と受けない人では…

受けた人

- 病気を早期に発見でき、無事に完治!
- 生活習慣を見直し、健康寿命が延びる!
- 将来の医療費を減らせる!



受けない人

- × 自覚症状が出たときには、すでに病気はかなり進行してしまっていた…
- × いつのまにか 血圧や血糖、コレステロールが危険値に…
- × 大病から重い後遺症が残り、医療費も高額に…



みなさんに朗報です!

平成30年度から 「特定保健指導」が 受けやすくなりました

〈おもな変更点〉

- 実績評価の時期が6カ月後→3カ月後も可能に
- 健診当日に初回面接ができるように
- 2年連続「積極的支援」の方は、改善がみられたら「動機づけ支援」でOKに



よりスピーディーに受けられるようになったね!

これからも「データヘルス計画」に基づき、みなさんへ効果的な健康づくりをご提案してまいりますので、ご協力をお願いいたします。

ジェネリック医薬品差額通知をお送りします

今年、医療機関にかかって医薬品を処方された方で、ジェネリック医薬品に切り替えると医療費が安くなると見込まれる方に、「ジェネリック医薬品差額通知」をお送りします。個別にご案内いたしますので、医療費の節減にお役立てください。



平成31年2月に

「年間医療費のお知らせ」を発行します

当健康保険組合では、医療機関を受診した方の「年間医療費のお知らせ」を発行しています。今年分(1月~11月分)は来年2月にお勤めの事業所経由でお届けしますので、必ず開封して内容の確認をお願いします(任意継続被保険者の方にはご自宅へお送りします)。

「医療費のお知らせ」は何のため?

1 健康や医療費への理解を深める

ご自身と家族の支払った医療費を確認することにより、医療費やご自身の健康状態への関心を高めていただきます。

2 医療機関からの請求を確認する

医療機関からの領収書と、日数や医療費の内訳を見比べていただき、内容が正しいことを確認してください。

3 医療費には限りがあることを認識する

健康保険組合は、医療費の7割~8割を負担しています。同じ病気で複数の病院にかかったり、同じ効果の処方薬を多数もらったりすることはお控えいただき、医療費の適正化にご協力ください。



平成30年1月~平成30年11月分
あいち 太郎 様
医療機関名は表示されない場合がありますので、ご了承ください。

年間医療費のお知らせ

平成31年2月●日
愛知県医療健康保険組合

受診者氏名	診察年月	区分	③ 日数または回数	④ 医療費内訳				⑧ ⑨に対する組合給付額⑩	⑨ 本人最終負担額⑩-⑨	摘要
				④ 総額	⑤ 組合負担額	⑥ 公費負担額	⑦ 本人負担額(A)			
あいち 太郎 〇〇〇総合病院 ×××社会保険病院	〇〇〇	入院	10	500,000	350,000		150,000			
		通院	10	30,000	21,000		9,000			
あいち 花子 〇〇〇歯科医院 △△△記念病院 □□□調剤薬局	〇〇〇	歯科	10	4,000	2,800		1,200			
		入院	10	400,000	280,000		120,000			
		薬局	10	7,000	4,900		2,100			
合計				941,000	658,700	0	282,300			

※すべての履歴が記載されていない場合があります。また、実際の支払い金額と異なる場合があります。

用語の解説

- ① 受診した月ごとに記載されます。医療機関から、請求が遅れてくる場合もあります。
- ② 入院、通院、歯科、薬局の区分です。
- ③ 医療機関に通った(入院した)日数です。
- ④ 診療を受けた医療費の総額です。
- ⑤ 医療費のうち、当健康保険組合が負担している医療費です。
- ⑥ 医療費のうち、国や県または市町村が負担している医療費です。
- ⑦ 医療費のうち、本人が窓口で支払った額(A)です。
- ⑧ (A)のうち、健康保険組合から後日、本人に支払った額(B)です。
- ⑨ (A)から(B)を差し引いた最終の負担額です。



この「医療費のお知らせ」を医療費控除の申請に使用する場合も医療機関から発行される領収証を必ず保管しておきましょう。



ご注意

- ◆ 発行する時点において当健康保険組合の資格がない方(退職されている方、扶養から削除されている方など)には発行されません。
- ◆ 再発行はいたしかねますので、紛失されないようご注意ください。

内容に心当たりがない場合、ご不明な点がある場合は、当健康保険組合までご連絡ください。

退職したとき・扶養家族でなくなったときはすみやかに健康保険証をお返してください

被保険者のみなさんが退職すると、当健康保険組合の組合員としての資格がなくなります。そのため、現在お手元にある健康保険証は、退職日の当日までしか使うことができません。

また、被扶養者の方は、扶養から外れた日の前日までしか使えません。

退職したときや健康保険の扶養から外れたときは、健康保険証を使って医療機関にかかったりせず、すみやかに事業所もしくは健康保険組合までご返却ください。



Q 資格喪失後に医療機関で健康保険証を使ってしまったら？

A 当健康保険組合が負担した分の医療費を返還請求させていただきます。返還の手続きや振込手数料、その後の療養費の請求手続きなどで、必要以上の手間がかかりますので、資格喪失後は使用しないようご注意ください。

Q 医療機関を受診したいけど、次に加入する医療保険から健康保険証が届かない。どうしたらいい？

A ● **前の健康保険証は資格喪失したこと**
● **(手続きをしている場合は) 現在、次の保険の手続き中であること**
を受診する医療機関へお伝えください。受診当日の支払いについては、医療機関窓口でご相談ください。



退職したときや扶養家族でなくなったときは、5日以内に当健康保険組合へ届書(資格喪失届や被扶養者異動届)を提出しなければなりません。特に扶養家族でなくなった場合(被扶養者が就職した等)は「あとで連絡すればいいかな」と後回しになりがちです。誤って健康保険証を使用しないためにも、すみやかに事業所へ連絡をし、健康保険証を返却しましょう。

交通事故などのけがで受診したときは健康保険組合に連絡を!



交通事故など「第三者の行為」が原因でけがや病気をしたときでも、健康保険証を使って病院にかかることができます。ただし、できるだけ早く当健康保険組合に連絡し、「第三者行為による傷病届」等を提出してください。なお、仕事で外出中に事故に遭った、仕事帰りに駅の階段から落ちてけがをしたなど、業務上や通勤途中のけがや病気には労災保険が適用されますので、健康保険は使えません。

「第三者行為による傷病」って、こんなときのけが・病気

- 自動車事故に遭った
- 自転車がぶつかってきた
- 他人のペットにかまれた
- 不当な暴力行為を受けた
- 外食で食中毒になった
- ゴルフやスキーなどのスポーツで、他人の行為によってけがをした



すみやかに届出を!

これらの治療にかかるお金は本来、加害者が負担すべきものです。そのため、健康保険を使って病院にかかった場合、健康保険はみなさんの自己負担以外の治療費を一時的に立て替えますが、後日、健康保険組合は加害者(または加害者が加入する保険会社)に請求します。この請求に「**第三者行為による傷病届**」が必要ですので、すみやかに提出してください。

交通事故のときは要注意

交通事故の場合、「交通事故証明書」等の提出が必要となります。警察へ事故の届出をし、自動車安全運転センターから発行してもらってください。

後遺障害のリスクを考え、示談は慎重に行いましょう。健康保険で治療を受けたときは、加害者との話し合いで示談を結ばれると、その内容によって、健康保険組合は加害者に費用を請求できなくなることがありますので、示談の前に当健康保険組合へご連絡ください。

提出書類は当健康保険組合のホームページよりダウンロードしてください。

[WEB](#) [ホーム](#) ▶ [各種手続き](#) ▶ [申請書一覧](#) ▶ [交通事故に関する書式](#)

公告

平成30年6月15日に、任期満了による議員、理事、理事長、監事の改選が行われ、次の方々が第2期の議員に就任されました。任期は平成30年6月15日から3年間です。

選定議員 (11名)

理事長	井手 宏	医療法人財団 愛泉会
常務理事	兵藤 盛泰	愛知県医療健康保険組合
理事	川原 弘久	医療法人 偕行会
理事	河野 弘	一般社団法人 日本海員掖済会
理事	舟橋 利彦	医療法人 明心会
議員	大谷内 良太	医療法人 いつき会
議員	山田 晃	医療法人 静心会
議員	竹内 照博	医療法人 生生会 まつかげシニアホスピタル
議員	西村 茂生	社会医療法人 名古屋記念財団
議員	近藤 康明	医療法人 名翔会
監事	木村 達介	医療法人 知呂舎

互選議員 (11名)

理事	齋藤 好道	医療法人 愛整会
理事	岡山 政由	医療法人社団 喜峰会
理事	木村 衛	医療法人 桂名会
理事	神谷 実	社会医療法人 志聖会
理事	伊藤 伸一	社会医療法人 大雄会
議員	家田 章宏	医療法人 愛知会
議員	竹田 広光	医療法人社団 以心会
議員	高柳 隆章	医療法人 仁医会
議員	白井 宏明	医療法人 名古屋放射線診断財団
議員	奥平 康禎	医療法人 山下病院
監事	牧 誠治	医療法人 名翔会

(順不同)

公告

新規適用事業所のお知らせ

名称 医療法人 衆済会

適用年月日:平成30年6月1日

所在地 愛知県名古屋市中村区竹橋町35番28号

愛知県医療健康保険組合 ホームページ

<http://www.aichi-kenpo.or.jp>

ご家庭のパソコンやスマホから、健康保険や暮らしに役立つ情報をいつでもチェックできます。届出書や申請書のダウンロードも可能です。



愛知県医療健康保険組合



体系的に知りたいときは
ココから!

- 健康保険って?
- 健康保険組合って?



具体的なシチュエーションで
調べたいときはココから!

- 保険証をなくした、結婚した…など

要チェック!

NEWS

最新情報を随時更新



各種届出・申請書の
ダウンロードは
ココから!

- 補助金の申請をしたいとき
- 高額な医療費の窓口での支払いを抑えたいとき
- 被扶養者が増えた・減ったとき
- 交通事故などでけがをしたとき

みなさんの
すこやかな生活のために、
ぜひご利用ください。

